

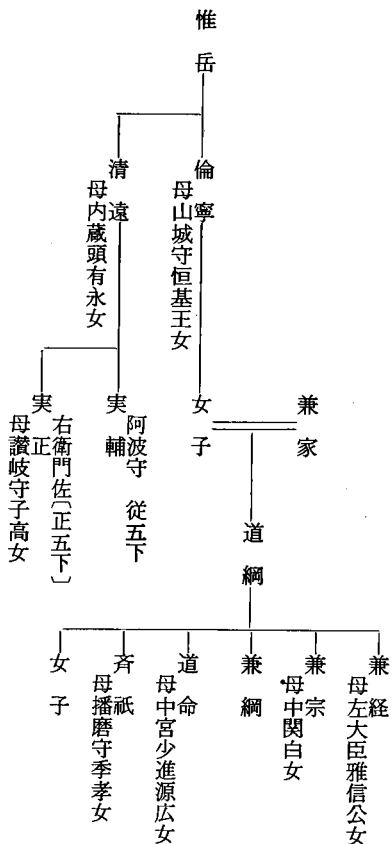
道綱母周辺に関する資料拾遺

水野 隆

はじめに

『蜻蛉日記』の作者道綱母とその周辺に関する考証的研究は、既に多くの先輩諸氏によってほとんど尽くされた感がある。しかし、その細部に亘ってはまだ二、三新たな事実が指摘できると思

われるので、そうした資料を紹介しながら些かの考察を試みたいと思う。
さて、改めて示すまでもないかもしれないが、『尊卑分脈』（国史大系）に基づいて、必要の範囲で道綱母の周辺を図示すれば、左のようになる。



一 道綱母の忌日について

道綱母の忌日については、既に早くから考察され明らかにされている¹⁾。即ち、『小右記』（史料大成）長徳二年（九九六）五月二日の条に、

新中納言道綱、亡母周忌法事、送七僧粥時、（傍点本稿執筆者以下同）

という記事があるところから、少くともその祥月は前年の長徳元年（九九五）五月と考へるべきであらうというものである。これまでそれに対する異論は見られないが、たとえば柿本燧氏は、角川文庫本『蜻蛉日記』（昭和四十二年刊）解説（三二六頁）で、「周忌」は何周忌か分らないようにも見えるが、たとえば『統日本紀』天平宝字元年の条に「五月己酉（二日）太上天皇周忌也」とあるその太上天皇（聖武）は前年五月二日に崩御したので、その「周忌」は一周忌である。それと同趣であらう。」と述べておられるのは、そのあたりに疑問をささむ幾分の余地があることを意味するものであらう。従って、その疑問が解消されれば、その忌日はより確実なものになるはずである。そして柿本氏の考察はそれに応えるものであるが、別に次のような資料の存在を指摘することができる。即ち、『小右記』同三月二日の条の、

参内、左武衛、相公、同車参女院、……依当五卷日、有捧物事、依雨不廻庭中、只廻殿上、多人無便、道綱重服人、雲上重服者皆在之中、前々不見事也、

という記事である。道綱亡母周忌法事の記事よりはちょうど二ヶ

月前の記事であるが、『日本紀略』（國史大系）同二月二十二日の条に「東三条院臨時法華講。十四箇日。」とあるのによれば、この日は詮子主催の法華講五巻の日に当り、多くの公卿が聴聞に参列したことを記している。そして、その記事の中に「道綱重服人」とあることに注目したい。それによって、その時道綱は「重服」中であつたことが知られるのであるが、言うまでもなく「重服」は父母の場合であり、一年間と規定されていた。とすれば、この記事によつて五月二日の「亡母周忌」は明らかに一周忌を意味していることは、柿本氏の御考察を俟つまでもなく実証できることになる。従つて、この『小右記』の記事は、これまで見落されて来たが、道綱母の忌日に関する従来の推定を補強する資料として重要である。ただし、岡一男博士はその著『道綱母』（昭和十八年・青梧堂刊）の中で、「翌長徳二年四月二十四日、道綱は重服のまま中納言に陞つた。（二八八頁）」（傍点本稿執筆者）と述べておられるのは、言及はされていないが、或いはすでにこの記事に依つての御発言であるのかもしれない。

二 叔父清遠と従兄弟実正

天徳四年（九六〇）三月三十日、村上天皇は一代の盛事として『内裏歌合』³⁾を催されたが、その列席者の中に右の方人として藤原清遠、また同小舎人として藤原実正の名前が見える。そして、『仮名日記』には、

合はせ果てて、御遊つかうまつる。……治部卿・大藏卿盛明朝臣・右近少将清遠・高光・備前掾公正などは歌うたひに侍

ふ。

とあり、また『殿上日記』には、

次小舎人藤原実正執金銀花柳枝下居玉砌傍。員指次小舎人二人……員指昇員指洲浜置実正前。頃之、左方從殿上侍方参上。

とあって、それぞれ大役を勤めたことが知られるが、外でもないこの清遠は道綱母の父倫寧の異母兄弟で、実正はその息男である。因みに、この時は道綱母の夫兼家と姉婿為雅の父文範も右の方人として列席しているが、それよりも血縁の清遠、実正がこうした晴れの歌合の場に列席していることは注目される。しかも、この二人が歌合に関係したのはこの時ばかりではない。清遠の場合、この前年天徳三年八月十六日に催された『内裏詩合』にも左の方人として列席しているし、康保三年（九六六）閏八月十五夜に催された『内裏前裁合』には「讃岐権介藤原清遠朝臣」として、

月影にのこらぬ花の色はみな

秋の庭からおへるなるべし

という歌が見えることからすれば、歌人として列席したものであるうし、また、貞元二年（九七七）八月十六日の『三条左大臣頼忠前裁歌合』にも「左の馬の頭清遠の朝臣」として、

水の面に難波のものも流るるを

いかでか月の影をとまれる

という歌が見えるので、やはり歌人として列席していたのであるう。そして、同じ歌合には「但馬の守さねまさの朝臣」として

水底にやどれる影もにこらねば

さやけかるらし秋の夜の月

という歌も詠進されているのに対して、萩谷朴氏は実正であろうと推測しておられる。

このように清遠と実正の二人は幾度かの歌合に列席しているばかりでなく、歌人として自作を詠進してもいいところからすれば、彼らは文学に対してそれ相当の教養と才能を持っていたと考えねばならない。特に清遠の場合、村上朝の文学昂揚期に催された三つの内裏詩合、歌合に列席していることは注意される。倫寧と同じく清遠もまた文章生出身でもあったのであろうか。そこで、以下に彼らの経歴を可能な範囲で明らかにしておきたいと思う。

まず清遠についてであるが、その年令は、異母兄弟倫寧が貞元二年春頃に没しているのに対して、同年八月までの生存が確認できることで倫寧より年少ではなかったかと思う。しかし、それ以後の記録は見出せず、『尊卑分脈』にも「左馬頭」とあるところからすれば、清遠も左馬頭を極官として間もなく没したのかもしれない。従って、倫寧との年令差はあまりなかったのではないかと考えられるが、具体的なことは何もわからない。そして、『日本紀略』天曆元年（九四七）六月二十五日の条に、

廿五日戊寅。発遣八十島祭使。典侍滋野幸子。藏人左衛門尉清遠等為使。以来廿七日可祭也。而内裏穢氣忽出来。可停止件祭之由。左近番長豊原春方差使。令召返畢。

という記事があるが、それなどは清遠に関する最も早い記録であろうか。それによると清遠はこの時藏人左衛門尉で八十島祭使を

勤めるはずであった。因みに、八十島祭とは天皇即位に伴う大嘗会の翌年に行われるものであるが、村上天皇は天慶九年(九四六)四月二十八日に即位され(日本紀略)、大嘗会は同年十一月十六日に催されている(貞信公記)。清遠の藏人左衛門尉については、その任官の時期も、それ以前の経歴も明らかにし得ない。そして、『西宮記』(故実叢書)巻九に、

同年(天曆三年)左衛門尉清遠、奉仕的付、而称障出了、
という記事があるから、少くとも天曆三年(九四九)までは左衛門尉であったことが知られる。

次に清遠の名が見えるのは『高光集』(西本願寺本三十六人集)の、

天曆九年うさのつかひにきよとほく、だるせんに、上のぬ
したちうたよみたまふついでに

つゆのごとはかなき身をばおきながら

君がちとせをおもひやるかな

という記事である。天曆九年(九五五)の宇佐使については、他に資料がないので詳細はわからないが、清遠が勤めたのである。記事は、宇佐使清遠の送別の宴で高光が餞の歌を詠んだというものであるが、清遠と高光は親しかったのであろうか。高光について『三十六人歌仙伝』(群書類従)には、「天曆二年八月十七日昇殿。九年十一月廿二日叙従五位下。中宮」とあるから、高光はこの年十一月二十二日に従五位下に叙せられて殿上を降りていられる。一方、清遠の送別の宴は「上のぬしたち」とあるので殿上で催されたものであろう。高光がそこに出席しているのであるから、

この時の宇佐使の出発は十一月二十二日以前であったろう。なお高光の歌に「露」が詠まれているので、季節は夏か秋かもしれない。そして、高光と清遠とは、前に引用した天徳四年の『内裏歌合仮名日記』の記事では同じ右近少将として見えている。高光の任右少将はこの年正月二十五日である(三十六人歌仙伝)が、清遠は明らかでない。ただし、天徳三年の『内裏詩合』には既に右近権少将とあるが、天曆三年からその時までの経歴は不明である。『拾芥抄』(故実叢書)によれば、天曆三年当時の左衛門尉は従六位下(＝左右衛門大尉)相当官で、右少将は正五位下相当官でだいぶ開きがあるから、その間には別の官に就いたのかもしれない。このように天曆九年当時の清遠の官位は全く不明であるが、宇佐使には五位の官人の選ばれる例の多いことから考えて、清遠もこの時には既に五位相当官にあったのかもしれない。

右少将時代の清遠については、『村上天皇御記』(統々群書類従)の中に幾つかの記事を見出すことができる。まず天徳四年九月二十五日の条に、

廿五日清遠伊陟等令申、又求得焼鏡一面、銅魚契卅余枚、合惣七十四枚、雜劍卅柄、(「小右記」寛弘二年十一月十七日条)

という記事がある。これは前日二十四日の内裏焼亡に関する記事で、清遠はその後任末に働らいている。次に応和元年(九六一)閏三月の条には、

廿一日、奉宇佐使伊陟、本心相違帰京由云々、廿二日、令神祇官陰陽等「卜」伊陟帰由云々、又仰令卜可遣使五「位三」

人、時経、清遠、時経令卜、(「西宮記」巻七)

とあって、清遠はこの時五位であったことを明らかにしているが、既に述べたように右少将は正五位下相当官である。次も同じ年の記事で、

一イ
応和元年十二月四日、召桐原駒廿疋、於南庭覽之、延光朝臣、持御劍候御前、召左中将重光朝臣、右近権少将清遠、令分取、後院枚御馬、多如此〇、又不召馬寮。(「北山抄」巻二)と見え、更に応和三年(九六三)七月の条にも、

九日己未、始自彼日、於東大寺、可被行仁王経読経、以右少将清遠為使、又於僧正可修清雨経法云々、(「北山抄」巻六)とある。このように右少将時代の清遠に関する記事は多いのであるが、その最後は『北山抄』(故実叢書)巻二にある、

康保二年八月七日、於仁寿殿、覽真衣野御馬、左衛門督藤原朝臣、召左中将博雅朝臣、左馬助満仲、右少将清遠等、令分取、右馬頭助不参、如此之時、令左右次将取之、而召左馬助失也。

という駒牽に関する記事であろう。従って、清遠が天徳三年(九五九)から康保二年(九六五)まで右少将にであったことは確認できる。なお清遠の正確な官は右近権少将であろう。そして、翌康保三年閏八月十五夜に催された『内裏前裁歌合』では「讃岐権介」として見えるから、この年右少将から転任したものと思われるが、或いは兼任であったかもしれない。

次に清遠に関する資料は、『天延二年記』(統群書類従)八月七

日の条にある、

七日。依石清水行幸延引被奉幣帛。有御禊事。……兼任着座。次使左馬頭清遠朝臣着座。御禊了宮主退去。次清遠朝臣進案下捧御幣。裏御拝了入御。

という記事であり、また翌八日の条にも「同日夕。入夜清遠朝臣復命。」とあるが、それらによって、この時清遠が石清水行幸延引による幣帛使を勤めたことが知られ、同時に清遠はこの時までは左馬頭に転じていたことも明らかになる。そして、貞元二年(九七七)八月十六日の『三条左大臣頼忠前裁歌合』にも左馬頭として見えるから、少くともこの間は左馬頭であったことが確認できる。因みに左馬頭は従五位上相当官である(拾芥抄)。他方、『尊卑分脈』には「従四位下」とあるが、以後の清遠に関する資料を見つけないので、従四位下左馬頭を極官として間もなく没したのではないかと思われるが、詳細は不明である。以上が道綱母の叔父清遠の管見の資料の範囲で明らかにできる経歴である。

次に実正についてであるが、実正の場合も清遠と同様、その生没年については全く不明である。その経歴についても『尊卑分脈』には「右衛門佐正五下」とあるだけであるが、実正に関する最も早い記録は、先に引用した天徳四年(九六〇)の『内裏歌合殿上日記』の記事であろう。それによって当時の実正はまだ小舎人であったことが知られるのであるが、それに関連する資料として『西宮記』巻五に、『村上天皇御記』からの、

応和元九七、召後院小笠「原御馬」、於本殿覽、賜親王達故

右大臣男「小」舎人「実正」

という応和元年（九六一）の駒牽に関する記事を引用したのがあ
るが、同じ巻五には別に補異として、

応和元年九月十日、於本殿、覽後院小笠原御馬、賜親王及右

大臣子小舎人実正、

とあるのは、本来は同一の記事であろうが、「小舎人実正」を「故
右大臣男」、「右大臣子」としているのは疑問である。「故右大臣」
ならば天徳四年五月四日に薨じた藤原師輔であろうし、「右大臣」
ならば応和元年当時は藤原頼忠である（公卿補任）がどちらであ
ろうか。また、そのどちらの息男にも「実正」という人物は存在
しないし、実正がどちらかの養子になった事実も見出せない。従
って、「男」、「子」とあるのは誤りで、それを除いて考えるべき
であり、実正が小舎人として師輔または頼忠に仕えていたことを
物語るものであろう。そのどちらに仕えていたかは明らかでない
が、次に述べる点で或いは頼忠であったかもしれない。

それ以後の暫くは、実正がどのような経歴をたどったものであ
るか不明であるが、前に触れた貞元二年（九七七）八月十六日の
『三条左大臣頼忠前裁歌合』に「但馬の守さねまさの朝臣」と
して見える人物について、萩谷朴氏は実正であろうとしておられ
る。それに従えばその当時の実正は但馬守であったことになる。
因みに、頼忠は清慎公実頼の二男であるが、『公卿補任』には「右
大将保忠卿為子」とあって、保忠の養子であったのかもしれない
い。そして、保忠は右大臣頼忠の異母弟である。だから、実正が
頼忠主催の歌合に出席したのは、実正が小舎人として頼忠に仕え

ていた関係からかもしれない。また、それと関連して、『実方中
将集』（宮内庁書陵部蔵戊本）に、

さねまさの朝臣、はりまへいくとて、かりぎぬこふ、や
るとて、

あまたゝびたちなれにけるからごろも

たむけのかみも心はづかし

とあるのなども、傍証できる資料がないので断定はできないが、
或いは実正に関するものであろうか。もしこの「さねまさの朝
臣」が実正であり、「はりまへいくとて」が播磨赴任を意味して
いるとすれば、後述の事実から考えて、永観二年以前であろうと
思われる。従って、実正はこの頃の数年間は但馬、播磨などの地
方官を歴任していたことが考えられる。

次に実正に関する明確な資料は、『小右記』永観二年（九八四）
十月十九日の、

十九日乙未、……今日秩父御馬牽云々、……又仰、可下之
者、立整之間、主当奏助右馬助実正入自月華門、令立直御馬
列帰出、

という駒牽に関する記事で、そこからこの時の実正は右馬助であ
ったことが知られるが、同十月二十二日の条にも、

廿二日戊戌、……迎真衣御馬、向粟田口、……次自敷政門牽
入御馬、……次召右馬助実正良久不参、令申云、忽煩胸病、
不参御前、……可問実正之由被仰、

という記事があり、また同十一月五日の条にも、
五日辛亥、……申時許出御南殿、……大臣令奏立野御馬解

文、……即牽立、右馬助実正立置也、……大臣目下官云、取
手将等誰乎、即問外記、朝明云、左少将実方、馬頭正光方、右
中将時中朝臣、馬助実正等者、即申此由、……次召実正、称
唯立時中朝臣南辺、

という記事があつて、右馬助実正について触れているが、特に十
一月五日の記事で、実正と共に左少将実方の名が見えるのは、先
の『実方中将集』の記事に関連して、二人の間には個人的な接触
もあり得たことを物語っている。

そして、実正は永延元年（九八七）頃までは右馬助であつたの
であらうか。『小右記』永延元年三月二十六日の条には、

廿六日成子、……来廿九日可被参春日其試乗也、……晚景右
府被参入、公卿四五人又被候也、舞人、……陪従、右衛門佐実正、
良佐、忠道、公
正、……

という記事があるから、この時までには右馬助から右衛門佐に転
じていたことが知られる。そして、右衛門佐時代の実正について
は幾つかの資料がある。たとえば、やはり『小右記』永祚元年
（九九九）四月二十八日の条に、

廿八日戊寅、……今日競馬事右衛門督・修理大夫・余方人々
相率向北御厩、令行方雑事、此間撰政出給馬場殿、……次召馬
出、標勅使等如例、
撰政朝臣、
実正、標勅

という記事があつて、この日撰政兼家邸で催された競馬で実正が
標の役を仰せつかつている。また、同正暦元年（九九〇）十一月
十八日の条には、

十八日己丑、今日依天変怪異、被定臨時幣使也、……次給松

尾・平野使、余相兼、依左兵衛……了参松尾、……秉燭到御社、
於贊殿辺騎馬、向社頭、次官右衛門佐実正也、……了帰参平
野、……此間実正朝臣同車、為清談也、

とあつてこの時の松尾社への幣使実資の次官を勤めたのが実正で
あり、実資と同車している。更に、『権記』（史料大成）正暦四年
（九九三）正月二十八日の条には、

廿八日丁巳、参内府大饗也、……次五献、召使、右近少将宣方朝臣
右衛門佐実正、
右馬助有賴各進跪南階西、主人仰禄、使宣方等称唯、宣
方、朝経、弁少納言座、実正等外史座、

という記事があつて、実正は内大臣道兼大饗の召客使を勤めてい
る。そして、右衛門佐としての最後の記録は『本朝世紀』（国史
大系）正暦四年十一月一日の条にある、

即左近衛権少将藤原朝臣頼親。右近衛少将藤原登朝。左衛門
少尉藤原通経。右衛門佐同実正。左兵衛佐源伊頼。右兵衛佐
重家。各執簡。入自同門、列立版位南。西上左府等奏聞如
例。有勅

という記事であらう。従つて、実正は永延元年（九八七）から正
暦四年（九九三）までの間右衛門佐にあつたことは明らかである
が、それ以後いつまで同官にあつたものかを明らかにしてくれる
資料が存在しないばかりでなく、実正に関する記録自体、『小右
記』寛弘二年（一〇〇五）正月二十日の条に、去る十六日に行わ
れた踏歌に関する、

……十六日踏歌藏人等内、中宣為簪時櫛等、为侍臣被奪取、
兼致濫行、仍被召勘藏人少将経通、被処勘事、是不申実正之

勘当云々、左府所被談也、

という記事があり、そこに実正の名が見えるだけである。従つて、正暦四年以降の実正がどのような経歴をたどったものであるか、そして、いつ頃没したものであるかなどについては全く不明である。

以上、道綱母の叔父清遠とその息男実正について、煩瑣を省みず管見の資料の全てを引用しながら可能な範囲で明らかにしたのは、従来の研究が彼らについて全く触れることがなかったからであるが、恐らく、それは彼らが道綱母とほとんど接触がないと考えられたからであろう。事実、『蜻蛉日記』や『道綱母集』などを見て、両者の関係を示す記事は全く見当らない。ただ強いて考えるとしたら、蜻蛉日記中巻、天禄二年（九七一）六月の鳴瀧参籠の記事の中で、

その暮れて、又の日、なましぞくだつ人、とぶらひにものしたり。……鐘のこゑどもしはつるほどにぞ帰る。心ふかくもの思ひしる人にもあれば、まことにあはれとも思ひいらんと思ふに、またの日、旅にひさしくもありぬべきさまの物どもあまたある。身には言ひつくすべくもあらず、悲しうあはれなり。「帰りしそらなかりしことの、はるかに木高き道をわけ入りけんと思しむは、いと／＼いみじうなん」など、よろづ書きて、

世の中のよのなかならば夏草の

しげき山べもたづねざらまし

物を、かくておはしますを見給へおきて、まかり帰ることと

思ふ給へしに、いぬる目もみなくれまどひてなん、あがきみ、ふかくもおぼしみだるべかめるかな。

世の中は思ひのほかになるたきの

ふかき山路をたれ知らせけん

など、すべてさしむかひたらんやうに、こまやかに書きたり。（上村悦子博士校注・校注古典叢書「蜻蛉日記」明治書院刊による。）

と道綱母が「なましぞくだつ人」の慰問を受けたことを記しているが、その人物を「心ふかくもの思ひしる人」としている点や、そのように歌を詠んでいる点が、若しかしたら清遠あたりかもしれないということを想像させるだけである。仮にそれが清遠だとしても、「なましぞくだつ人」という言い方からすれば、普段あまり親しい交際のなかったことが考えられる。ともあれ、清遠、実正の存在が道綱母にとつてどのような意味を持つものかについては今後の検討を俟たなければならない。なお、『尊卑分脈』には清遠の息男として実正の他に実輔という人物の名が見えるが、管見の範囲ではこの人物について全く知ることができなかった。

三 道綱妻周忌法事について

四日甲寅、内豎来云、右衛門尉則隆仰稱、雖進仮文、相扶可参入者、申所勞未平之由、不参人、右大将妻周忌法事、於法興院修之、入社藤中納言、藤相公、式部大輔、左衛門督云々、

右に引用したのは、『小右記』長保元年（九九九）八月四日の条であるが、その中の「右大将妻周忌法事、於法興院修之」という記事に注目したい。その前日の三日の条にも「宮亮来云、右將軍妻法事、明日可修、被相問乎者」という同趣の記事があるから、この日、右大将亡妻の周忌法事が法興院で修せられたことが知られる。ところで、この時の右大将は道綱であり（公卿補任）、また、「周忌」は先に引用した柿本斐氏の御考察に従えば、一周忌を意味するから、この記事によって、外でもない右大将道綱が前年、即ち長徳四年（九九八）八月にその妻を亡くしていた事実が明らかになって来る。

道綱と関係があった女性たちについては、既に上村悦子博士の『蜻蛉日記の研究』（昭和四十七年・明治書院刊）等で明らかにされているが、この記事にはまだ触れられていないと思われるので、少し詳細に検討してみたい。

この記事の問題点は、言うまでもなく「右大将妻」とは具体的に誰れかという点にあるが、それを明らかにできるだけ十分な資料は存在しない。従って、以下は推定に頼らざるを得ないのであるが、『尊卑今脈』では道綱と関係のあった女性として、兼経母左大臣雅信公女、兼宗母中関白道隆女、道命母中宮少進源広女、斎祇母播磨守季孝女の四人を明らかにしている。しかし、それだけでなく外にも、『小右記』長和二年（一〇一三）六月二十日の条に、

昨新大中納言依相府命、向中宮大夫家、同来往頼光宅、……
彼中宮大夫住頼光宅、依為聲、

とあり、同長和四年（一〇一五）四月二十五日条、『栄花物語』（玉の村菊）にも同趣の記事があることよって、道綱は源頼光女とも関係のあったことが知られるし、また別に『蜻蛉日記巻末歌集』（宮内庁書陵部蔵）の、

さねかたの兵衛の佐にあはずべしとき、給ひて、北将にておはしけるほどのことなるべし、

かしはぎのもりだにしげくきく物を

などかみさかの山のかひなく

かへし

かしはぎもみかさの山もなつなれば

しげりどあやな人のしらなく

という記事の女性について、『大斉院前の御集』（日本大学図書館蔵）中にある、

……さねかたの兵衛のすけのけさうするみつなかくむす

めを、みちつなのせうしやうえつときくに、兵衛のすけに

あはせつとき、しものこそ、うさのつかひもかひなかりけ

りなどいふことどもをきゝて、あいなきことなれど、やま

とのめのと

いのれどもすくせの神はゆるすには

うさの山もかひなかりけり

という記事の存在によつて、その女性は源満仲女であり、永観元年（九八三）十月頃道綱との関係が成立したことを、私自身、以前に指摘したことがある。

従つて、道綱と関係のあった女性として現在明らかにし得るの

以上の六人であるが、その中で、源頼光女は長和二年以降もまだ生存中であることで、また、兼経母左大臣雅信公女は、『権記』長保二年（一〇〇〇）七月三日の条に、

三日戊寅、詣左府、右大将殿北方昨日亡、産後有病云々、此夜可葬送云々、故入道左大臣第四娘也、

とあってその没年が確認できることで、当面の「右大将妻」には該当しない。更に、雅信公女腹の兼経が長保二年の生誕で、道綱の三男である（公卿補任）のに対して、兼宗、兼綱の二人はそれより後の生誕であろうと考えられるので、兼宗母中関白道隆女の場合も、「右大将妻」からは除外して考えなければならぬ。従って、当面の「右大将妻」に該当させ得るのは、天延二年（九七四）の生誕である道命の母源広女と、永観元年（九八三）出生の斉祇の母藤原季孝女と、永観元年に道綱と関係の生じた源満仲女の三人に限定されて来る。勿論、道綱には記録には現れない女性も他に存在したことも十分に考えられるので、慎重を期さねばならないが、一応その三人の中で「右大将妻」を想定するとすれば、どうなるであろうか。

道命母源広女はどうであろうか。道命は天延二年の生誕であるから、道綱子の中で最年長である。しかも、『道命阿闍梨集』（宮内庁書陵部蔵）には、

「はかなさ
いもうとのうせ給へるいみしの程、つれくゝなるに
はなさはよのつねとてもなぐさめつ
こひしきをこそしのびわびぬれ

という記事や、

はらからのうせたるころ、又はらからにをくれて、おなじ思なる人に

いふかひもなきよのなかのはかなさは
きみばかりこそおもひしるらめ

という記事があるので、道命には少くとも妹が一人あったと思われるから、源広女は道綱と最も早くに結婚して二人以上の子供を儲けたことになり、その点で「右大将妻」と呼ばれても不思議ではないかもしれない。

それに対して、播磨守季孝女の場合、いつごろ結婚が成立したのか明らかでないが、道綱の年令から考えて源広女よりは後である。そして、斉祇の誕生した永観元年には既に道綱は源満仲女と結婚していることからすれば、一時的な関係に過ぎず、「右大将妻」として認められるほどでもなかったであろうか。

また、源満仲女については、他に資料がないので明らかにし得ないが、一つ疑問に思われるのは、後に道綱がその姪の源頼光女とも結婚している点である。その記録の見える長和二年（一〇〇三）で言えば、道綱は既に五十九歳に達している。一方、頼光女の年令は明らかにできないが、父頼光の年令は六十六歳で（多田系図）、道綱とは七歳の年長にしか過ぎないから、頼光女の年令は道綱と相当違っていたはずである。そのように道綱が先に源満仲女と結婚し、後にその姪で、相当年令差のある頼光女と結婚した背景には、道綱と源満仲一族の間に特殊な政治的関係のあったことが考えられるが、頼光女の場合、満仲女の姪であることや道綱との年令差から考えて、満仲女の生存中に道綱との結婚が成立

したとは考えられない。満仲女が逝去した時点で、更に両者のこれまでの関係を継続しようとする政略的な意図によって、始めて成立したと考えるのが妥当ではなからうか。従って、源満仲女は長和二年以前には死亡していたと考えられるが、このようにその死亡が或る程度推測できるのが、三人の女性の中で満仲女だけであること、そして満仲女の場合、道綱と満仲一族の特殊な関係を背景にしていただけに、道綱からそれなりの処遇を受けたであろうと考えられるのに対して、長保元年八月四日の「右大将妻周忌法事」は法興院で修せられてかなり盛大なものであったことなどからすれば、「右大将妻」としては源満仲女が最も可能性が強いかもしれない。

以上、道綱と関係のあった女性の中で、『小右記』長保元年の記事に見える「右大将妻」に該当するかもしれない三人の女性について検討したのであるが、単なる推測の域を出るものではなく、十分な結論を得ることもできなかった。ただ、道綱が長徳四年（九九八）八月に妻を失なっていることだけは確かである。

おわりに

本稿は、それぞれ独立した三つの部分から構成される形になった。「一、道綱母の忌日について」は従来の研究を補強するものであり、「二、叔父清遠と従兄弟実正」、「三、道綱妻周忌法事について」はこれまであまり触れられることのなかった部分について述べたものであるが、いずれも事実を指摘したに過ぎず、それが道綱母にとって、また彼女の文学に関わってどのような意味

を持つものであるかについては、改めて考えなければならぬ問題である。

注(1) その最も早い指摘は、桜井秀博士の「蜻蛉日記作者伝」

『わか竹』大正十三・十四年）である。

(2) 『故事類苑』等参照。

(3) 歌合に関する引用文の全ては、萩谷朴氏著『平安朝歌合大成』によった。

(4) 『平安朝歌合大成(一)』(五五二頁)。

(5) 倫寧の文章生出身については、岡一男博士が指摘されている。(『道綱母』昭和十八年刊)

(6) 『江家次第』には、「大嘗会次年行之、多在大神宝之後」とある。

(7) 久曾神昇博士著『西本願寺本三十六人集精成』(風間書房刊)による。

(8) 注4に同じ。

(9) 『桂宮本叢書』第二巻による。

(10) 『尊卑分脈』には、「中宮少進近広女」とある。

(11) 上村悦子博士解説『影印本蜻蛉日記』(笠間書院刊)による。

(12) 影印複製本(便利堂刊)による。

(13) 拙稿「蜻蛉日記巻末歌集の女性」(『文芸と批評』第三巻十号)。

(14) 『桂宮本叢書』第二巻による。

(15) 『多田院文書』に「治安元年七月廿四日頼光朝臣薨六十八」とあるのに従えば、六十歳となり、道綱と一歳しか違わないことになる。